

平成30年第10回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成30年10月18日

午後2時30分～午後4時21分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○教育長(小林一己) それでは定刻になりましたので、ただいまから平成30年昭島市教育委員会第10回定例会を開会いたします。

本日は、橋本スポーツ振興課長、磯村市民図書館長より欠席の届出を受けておりますのでよろしくお願いいたします。

会議に入る前に、きょう午前中から共成小学校そして福島中学校の学校訪問をいたしました。委員の皆様から、本日の学校訪問をしての感想を簡単にお話をさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員(紅林由紀子) 共成小、福島中ともに落ち着いた雰囲気、子どもたちがきちんと学習する態度で授業を受けていたので、大変安心いたしました。

共成小、私は元保護者でもございますのでよく知ってはいるんですけども、力のある先生が数名いらっしゃるその先生方の教室の環境の作り方とか板書の仕方とかそういったいいものが周りにちゃんと伝わってきつつあるなどという印象を受けました。そういうスタイルを今後もいい形で皆で学び合って、ますますいい学校にしていだければと思いました。1年生の歌声もすばらしく大変安心いたしました。

福島中学校のほうは、感じましたのは、落ち着いている、そして男女の隔てなく学習できているということとともに、ちょっとついていきにくいような子どもたちへの手の差し伸べ方とか指示の出し方などに、小学校の先生の手法なども取り入れてもう少し丁寧にしていただけるとなありがたいなというふうに感じました。

○教育長(小林一己) 氏井委員、よろしくお願いいたします。

○委員(氏井初枝) 今、話がありましたように2校ともたいへん落ち着いた授業の様子を見せていただきました。特に小学校のほうでは、授業力のある先生がいらして、すごく頼もしいなという印象を受けました。中学校のほうでは、私、特に3年生で感じたんですけども、すごく活気があって男子生徒も女子生徒も本当に仲良く話し合い活動ができたとか、音楽の授業を受けている様子がとても印象に残りました。以上です。

○教育長(小林一己) 白川委員、よろしくお願いいたします。

○委員(白川宗昭) 福島中学とその前に共成小学校2校を視察させていただきました。両校とも校長先生から初めに経営方針というようなことについてお話をいただきました。それぞれ頑張って一つの考え方をくり上げていますし、また中学のほうでは、その中で悩みも多いんだというような話も現場として聞かせていただきました。こういう一つの構想というものをどういうふうに変現化していくかということが大事だと思いますし、先生方にどれだけその思いが伝わっていくんだろうかというその辺をやっぱり少し念頭に置きながら、実際の授業参観をさせていただきました。特に若い先生なんかは一生懸命、多少はいろいろ問題もあるところも感じられますけど、本当に一生懸命やっている姿というのは、これからこの形

で続けていけばいい成果があげられるんじゃないかなということを感じる先生もいらっしやいましたし、ちょっとまあアクティブラーニングとか一番中心にやるべきことがきちんとなされていなくてというところも見受けられました。ぜひ一つ、具体的に今後どういうふうに進めていくんだということで大いに先生方も悩み、研究し、研鑽をしてほしいなという印象でございます。

全体として本当に子どもたちは明るく穏やかに学校生活を送っております。そういう意味で安心もいたしましたがお一層の努力をお願いしたいというふうな感想を持った次第です。全体として以上です。

○教育長(小林一己) 石川委員、お願いいたします。

○委員(石川隆俊) ただいまの3人の委員のお話、そのとおりでございます。本当に両方の地域は近くにございまして、言うなれば小学校、中学校と連携しているようなところでございます。そして、地域的にも恐らく昭島でも学校に協力的な方々が多いというふうに言われておりまして、両校長先生も大変熱心なお話を聞きまして、また実際に授業を参観してまことに安心という感じがいたしました。以上です。

○教育長(小林一己) ありがとうございます。詳細については、既に学校長に直接委員の皆様からお話をいただいておりますので、教育委員会といたしましてもその様子を見守っていききたいとそうように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

前回の会議録の署名につきましては、既に調整を終わり署名も得ておりますので御了承ください。

次に、教育委員会会議規則第16条の規定に基づく本日の会議録署名員であります。2番の紅林委員と、1番、私、小林でございます。よろしくお願いいたします。

本日の日程は配布の資料のとおりとなっております。

日程4、私、教育長の報告に移ります。あまり報告はないのですが1件ほど御報告をさせていただきます。

委員の皆様も御存じのとおり、現在教育福祉総合センターを建設しております。このセンターのメインエントランスには、アキシマクジラの原寸大のレプリカを設置するほか、映像による紹介も考えておるところでございます。先般行われました「未来をひらく発表会」の子ども達の主張・意見文コンクールにおいて最優秀賞となった作品「泳ぐアキシマクジラの可能性」では、映像をバーチャルリアリティや、太古の海をイメージしたプロジェクションマッピングなどの提案がありました。この提案につきましては、教育委員会が考えている内容とほぼ同じとなっているため、最優秀賞を受賞しました昭和中学校3年生の阿部さんから意見を聞きまして、それを参考としながらアキシマクジラの映像化をしたいとこのように考えていきたいと思っておりますので、ぜひ委員の皆様も期待をしていただきたいと思っておりますし、このような形で教育委員会といたしましても子どもたちの夢

を少しでも実現してあげようかという考えも持っておりますので、委員の皆様もよろしく願いいたします。

私からの報告は以上でございます。

教育委員会の名義使用承認につきましては、お手元の資料のとおり 10 件となっておりますのでよろしく願いいたします。

ただいまの報告について御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、以上で私の報告を終わります。

それでは日程 5 の議事に移ります。議案第 20 号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 議案第 20 号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」御説明いたします。

本案件は、昭島市の教育文化の振興・発展に貢献し、その功績の顕著な者及び他の模範となる成績、または行為のあったものに対して、昭島市教育委員会表彰規程に基づき表彰を行うもので、平成 30 年度昭島市教育委員会被表彰者を決定していただくために御提案いたすものでございます。

議案の被表彰者候補者でございますが、表彰の該当者として推薦があった方々について、10 月 2 日及び 5 日に開催した昭島市教育委員会表彰審査委員会を開催し、慎重に審議した結果を本定例会に提案するものでございます。

被表彰候補者の説明をする前に、表彰基準につきまして簡単に御説明申し上げます。29 ページの昭島市教育委員会表彰基準を御覧ください。

今回の被表彰者につきましては、第 2 条関係の児童・生徒等の表彰として、特に他の模範となる行為を行った者が 1 名、クラブ活動、部活動またはその他の活動において著しい成果をあげた者が 11 名と 3 組、教育委員会が適当であると認められた者 1 組、第 3 条関係の個人及び団体の表彰として体育、芸術等の文化活動において特に優秀な成績をあげた者が 1 名、第 4 条関係の職員の表彰として、教育の振興、研究または改善に努め、特にその功績が顕著である者が 7 名となっております。

それでは、各被表彰候補者の該当事由等を御説明いたします。

初めに、児童・生徒等の表彰でございます。3 ページを御覧ください。

中神小学校第四学年、田畑颯さん、表彰該当事由が昭島市教育委員会表彰基準第 2 条第 3 号イに該当するもので、南魚沼市、上田市ほかが後援する第 36 回 JSBA 全日本スノーボード選手権大会スノーボードクロス（アンダー 9）の部で第 1 位となったものでございます。

次に、4 ページを御覧ください。中神小学校第五学年、細川葵衣さん、表彰基準第 2 条第 2 号アに該当するもので、父親と犬の散歩途中、意識不明の女性を発見し、父親とともに救命措置を行い人命救助したものでございます。

次に 5 ページを御覧ください。拝島中学校第一学年、花木愛海さん、表彰基準第 2 条第 3 号ウに該当するもので、公益財団法人東京都水泳協会が主催する第 66 回東京都中学校学年別水泳競技大会に出場し、1 年女子 100m 背泳ぎで第 3 位となったものでございます。

次に、6 ページを御覧ください。拝島中学校第二学年、山田聖さん、表彰基準

第2条第3号ウに該当するもので、公益財団法人東京都水泳協会が主催する第66回東京都中学校学年別水泳競技大会に出場し、2年女子100m平泳ぎで第3位となったものでございます。

次に、7ページを御覧ください。瑞雲中学校第三学年、谷本葉乃さん、表彰基準第2条第3号ウに該当するもので、公益財団法人東京陸上競技協会が主催する第30回東京ジュニア陸上競技大会中学女子3年砲丸投げの部で、第2位となったものでございます。

次に、8ページを御覧ください。拝島中学校第三学年、荒田大輝さん、表彰基準第2条第3号アに該当するもので、東京都教育委員会ほか主催する第43回関東中学校柔道大会男子60kg以下級に出場したものでございます。

次に、9ページを御覧ください。拝島中学校第三学年、岩田けんたろうさん、表彰基準第2条第3号ウに該当するもので、東京都教育委員会が主催する第37回東京都中学校体重別柔道選手権大会男子90kg以下級で第3位となったものでございます。

10ページを御覧ください。拝島中学校第三学年、筒渕幹太さん、表彰基準第2条第3号アに該当するもので、東京都教育委員会ほか主催する第43回関東中学校柔道大会男子66kg以下級に出場したものでございます。

11ページを御覧ください。拝島中学校、第三学年、植松七瀬さん、表彰基準第2条第3号ウに該当するもので、公益財団法人東京陸上競技協会が主催する第30回東京ジュニア陸上競技大会に出場し、共通ジャベリックスロー、小中学生のやり投げ、ロケット状の投てき物を投げる種目、で第2位となったものでございます。

12ページを御覧ください。拝島中学校、第三学年、影山雄翔さん、表彰基準第2条第3号アに該当するもので、公益財団法人日本陸上競技連盟ほか主催する第45回全日本中学校陸上競技選手権大会男子100m、男子200mに出場したものでございます。

次に13ページを御覧ください。拝島中学校、第三学年、齋藤健太郎さん、表彰基準第2条第3号アに該当するもので、公益財団法人日本水泳連盟ほか主催する第58回全国中学校水泳競技大会男子100m自由形、男子200m自由形に出場したものでございます。

14ページを御覧ください。多摩辺中学校、第三学年、尾崎里久さん、表彰基準第2条第3号アに該当するもので、山梨県教育委員会ほか主催する第42回関東中学校水泳競技大会400m個人メドレーの部において決勝に出場したものでございます。

次に、15ページを御覧ください。昭和中学校吹奏楽部でございます。表彰基準、第2条第4号に該当するもので、東京都中学校吹奏楽連盟が主催し、東京都教育委員会ほか後援する第58回東京都中学校吹奏楽コンクール東日本部門で金賞を受賞しました。このことにより、3年連続金賞を獲得したことが評価され、東京都中学校吹奏楽連盟から表彰されたものでございます。

次に16ページを御覧ください。拝島中学校柔道部でございます。表彰基準、表彰基準第2条第3号アに該当するもので、東京都教育委員会ほか主催する第43回関東中学校柔道大会の男子団体戦に出場したものでございます。

次に、17ページを御覧ください。拝島中学校水泳部でございます。表彰該当事由は、表彰基準第2条第3号ウに該当するもので、公益財団法人東京都水泳協会が主催する第66回東京都中学校学年別水泳競技大会の男女4×50m混合フリーレーに出場し、第3位となったものでございます。

次に18ページを御覧ください。光華ミニバスケットボールクラブでございます。表彰基準第2条第3号イに該当するもので、公益財団法人日本バスケットボール協会ほか後援する第39回関東ミニバスケットボール大会の一部リーグで準優勝したものでございます。

続きまして、個人及び団体の表彰に移ります。19ページを御覧ください。矢澤亜季さんでございます。表彰基準第3条第2号アで、国際的な活動、世界大会、またはオリンピック等に出場したものであります。昭和飛行機工業株式会社に所属し、カヌー競技日本代表として、2018アジア大会女子スラローム・カヤックシングル競技に出場し優勝したものでございます。

続きまして、20ページからの職員の表彰でございます。すべての方が表彰基準第4条第2号に該当するもので、昭島市教育委員会が委嘱する非常勤特別職として4年以上勤務し退職した者でございます。

20ページの雨倉寿久さんは、昭島市スポーツ推進委員を10年、21ページの中島岩雄さんは、8年にわたりお務めいただきました。

次に、22ページ、森由布子さんは、昭島市学校給食運営審議会委員を4年お務めいただきました。

23ページ以降の、大澤俊則さんは、昭島市公民館運営審議会委員を6年、天沼典子さん、植松和子さん、小川千鶴子さんにおかれましては4年にわたり、お務めいただきました。

以上、簡略な説明でございますが、候補者20名と4組について被表彰者の決定の御審議をよろしく願いいたします。なお、教育委員会表彰につきましては、11月3日文化の日、午前10時から市役所市民ホールで表彰式を行います。

○教育長（小林一己） 議案第20号について説明が終わりました。本件に対する質疑等をお受けいたします。

よろしいですか。御意見等がないようですので、お諮りをいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第20号は原案どおりに決しました。

次に、議案第21号「昭島市奨学金等支給条例に基づく奨学生の決定について」は、前回の定例会において決しましたとおり、審議過程において個人情報を取り扱うこととなっておりますので、教育委員会会議規則第20条但し書きの規定によりまして非公開となっております。既に、非公開による審議が終了しておりますので議案第22号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） 議案第22号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱につい

て)、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

昭島市学校給食運営審議会委員につきましては、昭島市学校給食運営審議会条例第3条第2項の規定に基づき委嘱を行っているところでございます。このたび、選出区分が学識経験者として昭島市公立小学校 PTA 協議会の選出により委嘱しておりました光華小学校の PTA 会長の変更に伴う学校給食運営審議会委員の辞任及び補欠委員選出の申出がございました。このことから前任者である大貫良隆氏の補欠委員として議案書に記載されておりますとおり横田貴子氏を、平成 30 年 10 月 18 日から残任期間である平成 32 年 7 月 31 日までの間、昭島市学校給食運営審議会委員として委嘱いたしたく本議案を提出するものでございます。

以上、簡略な説明で恐縮に存じますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（小林一己） 議案第 22 号について説明が終わりました。

本件に対する質疑等をお受けいたします。

よろしいですか。それではお諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第 22 号は原案どおりに決しました。

次に議案第 23 号「昭島市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明を求めます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） それでは、議案第 23 号「昭島市文化財保護審議会委員の委嘱について」、提案理由及びその内容について御説明いたします。

本案件は、平成 30 年 10 月 31 日付で文化財保護審議会委員の任期が満了することから、新たに委員を委嘱する必要があるため提案するものでございます。委嘱予定委員の名簿は、お手元の表のとおりでございます。なお、議案に掲載されている委嘱予定委員 9 人中、8 人が再任でございますので、新任の委員の履歴等の御紹介をさせていただきたいと思っております。

それでは、委嘱予定者の一番最終列、福嶋徹氏を御紹介いたします。福嶋氏は古生物が専門の方で武蔵村山市に在住でございます。年齢は 54 歳で、千葉科学大学大学院を御卒業され、現在、日本古生物学会や日本第四記学会など多数の学会に所属され、古生物学、地質学の専門家でございます。この中で、化石の採取や研究、論文発表をなさっており、昭島市の多摩川河床でも数多くの化石を発見されている方で、御自宅では「むさしの化石塾」を開き、子ども達に化石を通して古生物や生物の多様性などをボランティアで教えている方でございます。

本審議会では、御覧のとおり専門分野に古生物学の方がおられないことから、アキシマクジラやアケボノゾウなど多数の化石が発見されている昭島市において非常に有益な方が同審議会に参入されたと存じます。

任期につきましては、平成 30 年 11 月 1 日から平成 32 年 10 月 31 日までの 2 年間でございます。また、審議会委員の定数は、10 名以内となっておりますが、審議会委員は専門的知識を必要とすることから、今回は 9 人の委嘱にとどめ、適任

の方がありましたら、改めて提案させていただきます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（小林一己） 議案第 23 号について説明が終わりました。

本件に対する質疑等をお受けいたします。

○委員（石川隆俊） 適切な方ばかりでございます。

○教育長（小林一己） はい。

ほかには御意見ございませんか。それではお諮りをいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第 23 号は原案どおりに決しました。

続きまして、協議事項に移ります。協議事項 1 「昭島市立中学校に係る運動部活動の方針について」説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 協議事項 1 「昭島市立中学校に係る運動部活動の方針について」御説明いたします。

本方針は、スポーツ庁からの「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「東京都教育委員会運動部活動の在り方に関する方針」に則り、昭島市立中学校に係る運動部活動の方針を示したものです。

本方針では、「適切な運営のための体制整備」、「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」、「適切な休養日等の設定」、「生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」、「学校単位で参加する大会等の見直し」について掲げております。

本方針の主な内容について御説明いたします。「適切な運営のための体制整備」では、各学校において毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定することや指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置すること、昭島市教育委員会は、部活動指導員を任用し、学校に配置することなどを定めています。

「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」では、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底、科学的トレーニングの積極的な導入、熱中症の未然防止等について定めています。適切な休養日等の設定では、学期中は週当たり 2 日以上休養日を設けるなどの休養日についてと、1 日の活動時間は長くとも学期中の平日では 2 時間程度などと活動時間について定めております。

今後の取組ですが、本方針に基づき各中学校において活動方針を策定して、その方針に基づき運動部活動を実施してまいります。また部活動指導員を導入し、教員の働き方改革にもつなげてまいります。

それでは御協議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） 協議事項 1 の説明が終わりました。

本件に対する質疑等をお願いいたします。

○委員（石川隆俊） これは中学校で、こういうガイドラインができるということで昭島市の一つの方針と思うんですが、どうして中学校の問題、小学校では論じていないのはどういうことでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 小学校ではいわゆる運動部の部活動というのは、昭島市内の小学校で設置はしておりませんので、まず中学校の運動部活動ということでこの取り組みを進めてまいりたいと思っています。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
白川委員。

○委員（白川宗昭） これは2番のところに適正な数の運動部を設置するという文言があるんですけども、現在、部活動、クラブってどの程度あるのか、そしてまたそこにどのぐらいの人が所属されているのかということをお勘案して、今後、適切な数に減らされていくのか、そういうふうに取り除かれるんですけども、その辺のところはいかがなんでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 各学校部活動の数は、それぞれ生徒数に応じて違ってまいります。その中で生徒の希望する部活動を維持していく必要はあるかと思いますが、やはり顧問である教員の負担等もありますので、その中で子どもたちがある程度人数がまとまって活動ができるような数として適正にしていくということと、専門的な知識がなくて今顧問をしている教員がおりますので、そこについては新たに部活動指導員を配置してそこで専門的な指導ができるように制度を変えて、子どもたちの部活動の志向を満足させると共に教員の働き方改革も進めていくという方向で適正な数という形でここでは定めてございます。

○委員（白川宗昭） 全体として試合に勝つことを目指す部活動のあり方と、それから生涯にわたって健康を維持するということの基礎的な訓練の場としてクラブ活動をする、2つの考え方があるのかなと思いますけれども、どちらかという生涯にわたってと言う部分をこれからも進めていくおつもりなのかどうか。
それから、たとえ少なくとも誰かやりたいという科目があるならば、それを尊重して行ってほしいなというような気持ちを強く持っておりますけれども、その辺のことを伺いたいと思います。

○統括指導主事（長崎将幸） 部活動に対する考え方はやっぱり生徒の中でも強くなって勝ち進みたいという思いの生徒もいれば、やっぱりこのスポーツが好きだからぜひ楽しみながらやっていきたいという考えの生徒もいます。やはりその活動方針については、顧問の先生や、また、学校の方針等の中で子どもたちが自由に言いながら活動方針を決めていけるような体制になればいいかなというふうに考えております。そういう意味でこの方針の中でも生涯にわたってスポーツに親しめ

るような環境づくりということも盛り込んでおりますので、そこについては学校とともにまた考えていければというふうに考えております。

○委員（白川宗昭） ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかに。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子） すみません、いくつかお伺いしたいことがあるんですけども、まず1点目は、一番最初の、年間活動計画を作成し校長に提出するというのがございましたが、これは今まではそういうものをやっていたのかという部分をお伺いしたいということです。

あと、次は適切な活動時間と、あと休養日などについて目安というか書かれておりますけれども、特に活動時間の部分で、これ自体は目安としてということを出されるんだと思うんですけども、週休日の3時間程度というところがありますが、多分、試合とか出るようになると結構勝ち進んでいったりとか、そういうので、どんどんどんどん応援していく時間が長くなっていくというケースがあると思うんです。これは今までどういう扱いになっているのかわからないんですけども、そのときにそこら辺は融通を利かせてということができるのか、ちょっとこれは他市の例でちらっと聞いたもので、もう3時間といたら、試合がほかのところも見たいんだけどこの時間で帰らなければいけないみたいなふうにして帰らざるを得なかったというようなことも聞いたことがあるので、その辺は割と柔軟な対応でいいのか、そういったことができるのかどうかという部分をお伺いしたいと思います。

○統括指導主事（長崎将幸） まず年間の活動計画なんですけれども、今までも年間こういう試合に参加してとか、こんな練習計画でということはあったんですが、それは部活動の生徒の保護者であったりとか、生徒に示すことはありましたが、今回は学校として、しっかりと各部活動がこういう年間計画でやっていきますよということを公に示すということで、ここで年間活動計画をしっかりと各学校で出していきますということでここに定めているものでございます。

それから練習時間のところでありますけれども、やはり生徒の健康面や、それからあと学業も当然両立していかなければいけないというところで、この時間というところがガイドラインで初めて示されているところではありますので、そこについては遵守していくようにということで今後進めていきます。ただ、試合等につきましても相手があることですし、今後それぞれの競技団体でも調整が進んでいるところですが、あくまでもこれは普段の練習時間ということの捉えではあります。そこで調整していければと思います。ただ、土・日連続して試合があった場合には、やはり次のところではしっかり休むようにするというところでやはり生徒の健康管理というところには重点を置いて活動計画を立てるということ、各学校には指導していくような形になるかと思います。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

○教育長（小林一己） 白川委員。

○委員（白川宗昭） 4番。生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備の一番下のほうですけれども、「地域との連携等」とありますね。その中に地域のスポーツ団体との連携とか保護者の理解と協力とあるのですが、その次の「民間事業者の活用等」とあるんですけれども、この民間事業ってどういう意味なのかちょっとおしえていただきたいんです。地域との連携とは少し意味合いが違うのかなど。例えばスポーツ教室とか、サッカーなるとかとか、そういう民間でやっているのがよくありますけれども、そういうものを導入していこうという動きのことを言っているんでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 今、白川委員がおっしゃったように、実際、区部なんかでは地域のスポーツ団体以外に、例えばスイミングクラブであったりとか、そういうところと連携しているような事例もあるようですけれども、その可能性も含めてここには記載をしていたところで、実際のところ昭島市内でこういう動きがあるということではありませんが、あくまでも今、スポーツ庁から出されたガイドラインに基づいて昭島市でもこういうことがあったら検討はしていくという観点の中でこの規定を盛り込ませていただいています。

○委員（紅林由紀子） 4のスポーツ環境に整備というところに記載されております複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加するなど、ということで、合同での実施も実際にやられているところもあると思うんですけれども、こういう場合は、移動の手段というかそういうところはどさされているのかという部分、安全面とかそこをちょっとお伺いしたいというのが1点と、実際に学校の規模によって部活の数は結構差があると思うので、実際にはこういう複数校で合同してできるみたいになれば、もっといろいろ子どものやりたいニーズに合わせた部活動ができると思うんですけれども、それはどのぐらい現実的なのかとかいうか、結局、少人数でもこっこの学校に部活をやる子がいた場合は、そこに顧問の先生を1人つけなければいけないということになっていくとすると、やっぱり学校の規模が小さいと数を限らざるを得ないのか、それとも何か違う、先ほど区部であるような、そういったもう少し緩やかなと言ったらいけないんですけれども、その学校にはその顧問の先生がいなくてもどこか他の学校のクラブに行って部活動ができるといった可能性が今後考えられていくのかという点については、このガイドラインとはちょっとずれると思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 実際、市内の学校でも人数が少なく、野球部で、2校合同で活動していたということが最近もございます。その際には普段の平日の練習は各学校でそれぞれ行って、実際の試合前とかで合同で練習して試合に出ると言うような形での活動の形態を行った事例がありますので、やはり生徒のニーズにこたえながらも、そういうような合同部活動というような形で進めていくという

可能性が今後も出てくるのかなと考えております。そこについては、校長先生方の考えもあるかと思いますが、そこで柔軟に対応していくような形になるかなと考えております。

○委員（紅林由紀子） そういった場合は、今のお話だと各学校で自分の学校で練習するから、放課後移動する必要はないというわけですね。合同練習みたいなのは、そうすると休日にどちらかの学校に集合して行うというスタイルになるということですか。

○統括指導主事（長崎将幸） 今、紅林委員がおっしゃっていただいたとおりですが、やはり部活単位で移動する場合には顧問の引率等で行っていくような形になるかなというふうに考えております。

○教育長（小林一己） ほかにありますか。

○委員（氏井初枝） 私は感想ですけれども。

○教育長（小林一己） 氏井委員。

○委員（氏井初枝） 中学校の運動部の活動に関しましては、すばらしい面もたくさんある中で課題もずっと以前から言われていました。そこにきて、教員の働き方改革という面ですとか、それから猛暑が続いた今年の異常気象と言われている夏、それがまたこれからも多分、そういう猛暑が来るだろうと言われている中でこういう方針が出たというのはすごくよかったなというふうに。大まかなことなんですけれども、こういうものがあつたほうがいいのではないかなというふうに感じております。

それから、従来の中学校の運動部というイメージとまた全然違った提案が、この(4)の1のところになされていますけれども子どもたちのニーズから考えたときにはこういうのもありこれもいい考えだなというふうに感じました。

以上です。感想になります。

○教育長（小林一己） わかりました。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 2点ありまして、1点目は5の大会などの見直しという部分なんですけれども、これは理解いたしました、ちょっと大会に参加するにあたって顧問が特別な資格を持っていないと大会に参加できないという制約のある、これはバスケ部の話でちょっと聞いたんですけれども、顧問が審判の資格がないと参加できないみたいな、そういったことがバスケの大会はあるという話をちょっと聞いたことがあるんですけれども、そういった制約があると、結局、部活事態が制約されてしまうというか、学校の先生方は異動されますから、それによってその学校にその部活があつたりなかったりみたいなふうになってしまいますけれども

も、外部指導員の方に指導をお願いできるように今なっているじゃないですか。そうした場合に、そういう方ができれば顧問ができなくてもいいとか、そういった大会を運営されている協会、連盟自体の見直しへの働きかけみたいなものも国などでされているんでしょうか。

○指導主事（水谷延広） 資格については、その教員が持っていなければ大会に参加できないということではないと思います。ただ、やはり中体連としては資格を取ることを推奨している部活もあって、例えばその顧問の先生がその試合で審判ができるということもそうですし、それから子どもたちも自分たちで審判をして進めていくという競技もあるので、なったときに、やっぱり顧問がその審判とか競技のルールについて子どもたちにしっかり指導できるためには、やっぱり顧問自身も審判とかルールについてしっかり学ばなければならないという意味で、特に個人種目なんかについては相互審判なんかもありますので、そここのところで審判がうまくいかなくてトラブルが起こる場合も多々ありますので、種目にはよると思うんですが、中体連としては、審判の資格とか審判についての講習会を受けるとか、資格まで行かなくても講習会を受けるとか勉強するということが推奨しているというふう聞いています。

○統括指導主事（長崎将幸） 先ほどの体育連盟等への働きかけというところを私から答えさせていただきますが、そちらにつきましては、今までは顧問が必ず引率しなければいけないというような規定があったんですけども、この部活動指導員制度が国で定められたところから、部活動指導員が顧問として引率するということが今可能な形で調整が進んでいるところですので、そこについては必ず教員がそこについていかなければいけないという規定は今、なくなりつつあるかなというところで進んでおります。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。こういった適切な運動時間、というか活動時間というような指針として出されるのはすごくいいことだと思いますし、なんですけれども、逆に、そして先生方の負担も軽減していくところから考えると、何でも先生がやらなきゃいけないというような体制じゃない今、資格を取ることを推奨しているということはわかりましたけれども、そういうところじゃないスポーツのあり方、欧米なんかはこういう形じゃないですよ。なのでこれから探していく方向にあるのかなという印象をこれを読んで思いましたけれども、ますますそうなったらいいんじゃないかなというふうに思いました。

あともう1点、これは今回運動部ですけども、文化部でも結構活動時間の長い文化部もありますよね、吹奏楽とか。そういうところについてはこういったものが出る予定はあるんでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） この秋に文化庁から今度文化部活動に関するガイドラインが出る予定になっておりますので、そちらを受けてまた文化部活動についての昭島市の考え方ということについては、また方針を定めていくようになるかと思えます。

○委員（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

本件につきましては協議事項として挙げておりますので、昭島市立学校に係る運動部活動の方針は、この方針で昭島市教育委員会としては実施するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） はい、わかりました。ありがとうございました。それでは協議事項を終わります。以上で協議事項を終わります。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1「平成30年第3回昭島市議会定例会一般質問〈教育委員会関係〉について」説明を求めます。

○学校教育部長（高橋 功） 「平成30年第3回昭島市議会定例会一般質問（教育委員会関係）について」御報告いたします。

第3回市議会定例会は、8月31日から開催され、10月3日に終了いたしました。本会議で教育委員会関係の一般質問がございましたので、概略を御報告申し上げます。

今回、学校教育については3名、生涯学習については、2名の議員の方から御質問がございました。学校教育については、私から、生涯学習については、山口部長より御説明いたします。

恐れ入りますが、報告資料1の3ページをお開きください。5ページまでとなりますが、公明党昭島市議団の赤沼泰雄議員より、「小中学校の体育館について」御質問があり、市長からの答弁として、学校は、安心して学ぶことができる安全な場所でなければならないと考えていること。児童生徒の生命を守るための学校の安全管理については、教育委員会と十分連携を図り、取り組んでいくこと。「児童生徒の生命を守る取組について」は、教育委員会から「熱中症は児童・生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを十分認識した上で健康管理を適切に行うことなど」を全小・中学校に通知し、熱中症による事故防止の徹底を図っていること。「小中学校の体育館の冷房設置について」は、財政的には非常に厳しい状況ありますが、今後も市長会や教育長会を通じて、財政支援を国及び東京都に要望するとともに、国や東京都の動向を注視する中で研究・検討していくことなど、御答弁いたしました。

次に、6ページを御覧いただきたいと思います。

自由民主党昭島市議団の三田俊司議員より、「猛暑災害による熱中症への対策について」御質問があり、市内小中学校の体育館への冷房機器の設置につきましては、先ほど公明党昭島市議団赤沼泰雄議員への答弁と同様の答弁をさせていただいております。

次に、7ページを御覧ください8ページまでとなりますが、無党派の南雲隆志議員より「小学生・中学生の不登校の支援について」御質問があり、不登校対策は、不登校を未然に防止することはもとより、不登校に至った場合は、児童生徒

の学校への復帰や将来の自立に向けて、個々の状況に応じた支援を行うことが不可欠であり、登校できない児童生徒に対しては、学級担任が計画的に家庭訪問を行うほか「適応指導教室」を設置して学習支援等を行っていること。また、学校のみならず個々の家庭とも密接に連携を取ることが大切であり、学校と保護者との面談、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携し不登校支援を行っていることなど、御答弁をいたしました。私からは以上となります。

○生涯学習部長（山口朝子） それでは、恐れ入りますが2ページを御覧ください。

自由民主党昭島市議団の森田久夫議員から「スポーツ振興について」、「昭和公園内テニスコート維持について」御質問をいただきました。昭島市スポーツ推進計画の基本施策として「誰もがスポーツに親しみ、取り組むための支援の充実」として、老朽化に伴う施設改修の実施を規定しており、老朽化したテニスコートの補修に向け検討を進めていくと御答弁申し上げました。

次に、9ページを御覧ください。日本共産党昭島市議団佐藤文子議員からは、「市民の個人情報取扱について、現状と課題を問う」のうち「図書館業務について」御質問をいただきました。市民図書館が業務上取り扱う個人情報についてお答えし、図書館システムは住民情報システムとの連携はしておらず、独立したシステムであること、図書館資料の貸出履歴については、図書館資料返却時にデータ消去をし、保存はしていないことなどを御答弁申し上げました。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項1の説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

氏井委員。

○委員（氏井初枝） お尋ねです。6ページの下から3行目に関する事なんですけれども、教育福祉総合センターの体育館につきましては空調の設備があるということで、冷暖房は完備ということでよろしいのでしょうか、それが1点です。

それから2点目になります。7ページの不登校児童に関するところの学校教育部長さんの御回答に関する事なんですけれども、前回の総合教育会議の時にもこの件に関して申し上げたことの繰り返しになるんですけれども、ここに書かれているように登校できないお子さんたちに対して学級担任が家庭訪問をすとか電話をすとか、それからクラスの子どもたちが手紙を書いたりとかっているいろ、その子のことを考えてよかれと思ってやっているようなことが、不登校の状態であるお子さんにとってはそれがすごく負担になっていたり、いやだなと思っているというようなことが、ある番組を見ていて私が、そういうようなお子さんもいらしたんだなど、自分自身が今までのことを振り返って非常に反省されたことなんですけれども、やっぱり受け取る側の気持ちというのも大事に考えていって、そういうのを全部切ってしまうのも、また学校と離れてしまって寂しさを感じるお子さんもいるでしょうし、だからケースバイケースで非常にきめ細やかな対応が必要になってくる部分だなということ、最近すごく感じるところで

すので、ここに書かれていることプラス、そういうように感じるお子さんもいるんだということを十分に念頭においていただき御対応を学校側はしていかなくてはいけないんじゃないかなと思っています。繰り返しのことを述べさせていただきました。以上です。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 今、御質問をいただきました教育福祉総合センターの体育館の冷暖房についてですが、こちらにつきましては今、体育館としても利用できるように、また、講堂としても利用できる、多目的に利用できるように改修しております。その中で冷暖房については完備いたします。以上でございます。

○統括指導主事（長崎将幸） 不登校についての御意見をいただきましてありがとうございます。総合教育会議のところでもお話しいただきましたように、それぞれ状況が違うというところについては学校も認識をしながら対応しているところです。やはり保護者の思い、子どもの思いというところを汲みながら、どういう支援が適切なのかということについて、やはりそれぞれのお子さんは違うということ踏まえて支援を行っていく必要があるかなというふうに考えております。ただ、その中でもやはりつながりは切らないというところを大切にしながら今後もそれぞれの子どもの状況に応じた支援を行っていければなというふうに考えております。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 1点だけなんですけれども、4ページの体育館の利用の熱中症対策ということについてなんですけれども、真ん中のあたりに体育館利用の基準は特に設けていませんというふうなことがあるんですけれども、その都度その都度、判断をされていらっしゃる、学校と教育委員会とで判断されていらっしゃるんですけれども、このような気候になってくると、ある程度、プールはありますよね、足して何度になったら入れないとかあると思うんですけれども、体育館についても、中の温度が何度以上になったらもう使用しないみたいな、一つの基準が今後必要になってくるんじゃないかなというふうに感じているんですけれども、そういうのはいかがでしょうか。

○庶務課長（加藤保之） 委員御指摘の、こちらの体育館の利用に基準を設けておりませんというところにつきましては、前段にあります放課後子ども教室、こちらの体育館の使用についてということでの回答でありまして、こちらのほうは子ども家庭部のほうで所管している放課後子ども教室ということで、質問のほうが同じような質問でしたので、こちらのほうで子ども家庭部のほうの回答としてお答えしている部分となっております。ですので、教育委員会といたしましては体育館の使用については、この暑さ指数等に基づいて使用の制限はしております。

○委員（紅林由紀子） 今、御説明いただいた部分は理解いたしました。ありがとうございます。この文章を読ませていただきますと、特に運動を行う場合には、というふうに書かれていると思うんですけども、これは、体育館は運動だけではなくて、やはり集会とか放課後子ども教室を含めてさまざまな場面で体育館を使用すると思うんですが、運動をしないにしても、やはり今年の夏のような暑い時期に体育館の中に一定数の子どもが入るということを考えた場合には、やはり部が違っていたにしても、やっぱり子どもの命を守るという点から考えてやっぱり共通した一つの基準を持っていたほうがいいんじゃないかなというふうに私は感じました。特に、放課後子ども教室なんて、子どもは体育館に行ったら走りますから、そういう意味では運動と同じ状況になってしまうんじゃないかなと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○庶務課長（加藤保之） こちらのほうにつきましても、子ども家庭部のほうで情報共有をしながら、子どもの安全については一緒に考えていって同じような取り扱いができるかどうかというところを検討してまいりたいと存じます。

○指導課長（吉成嘉彦） 今、委員からお話があった件についてなんですけれども、学校においては当然始業式等において体育館を活用することがあって、この夏はあまりにも暑いということで練馬区の高校でも何人も熱中症になって搬送されたことがあって、そういったことを受けて今年の2学期の始め始業式については、多くの学校で管理職が体育館の様子を見て、実際に体育館での始業式をやめようというふうに取りやめたところがありますので、その学校の状況によってかなり環境が変わってくると、風の抜け方であったりとか、日陰の状況であったりということによって変わってきますので、学校で適切に判断して行うことについては各学校で今やっているところでございます。

○委員（紅林由紀子） 各学校で今、判断していただいているということなので今後も安全には重々気をつけてお願いしたいと思いますけれども、やっぱり市の施設ですから、そういう意味で市として基準を持ってもいいのかなというふうに私は考えました。以上です。

○指導課長（吉成嘉彦） 今回、夏休み中の運動部活動のことについて、中学校の校長全員と、あと教育長、教育部長と庶務課長を含めてどういった基準を設けるかについて話し合ったところです。完全にこの温度で、とかというのは非常に難しいところだったのですが、先ほど申し上げました、暑さ指数「WBGT」これを一つの基準としてやっていきたいと思いますというところで詰めてきたところでございます。ただ、この暑さのところについては非常にデリケートなところもありますので、また今後校長会等で検討しながら、ある程度の基準が出せるように努めて検討してまいりたいと思います。

○委員（紅林由紀子） はい、よろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） この答弁の中で、「学校と情報を共有しながら」という文言がありまして、まさに今、指導課長あるいは庶務課長がいった情報を子ども家庭部のほうに伝えるということは実際に実施しておりますし、それが一番必要なのかなど。そうすると基準についても同一の判断でいけるという考えで今夏は対応させていただきました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは以上で報告事項1を終わります。報告事項2「平成30年度全国学力学習状況調査の結果について」説明を求めます。

○指導主事（神菌博之） 報告事項2「平成30年度全国学力・学習状況調査結果について」御報告いたします。

はじめに、全国学力・学習状況調査の概要について御説明申し上げます。本調査は、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」ことや、「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる」こと等を目的に、平成30年4月17日に実施いたしました。

調査の対象は、小学校第6学年の全児童、中学校第3学年の全生徒でございます。調査の内容は、国語、算数・数学、理科、の教科に関する調査と、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査であり、教科に関する調査につきましては、国語と算数・数学においては、主として「知識」に関する設問Aと、主として「活用」に関する設問Bに分かれております。

次に、平成30年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査結果について御説明申し上げます。小・中学校ともに、各教科とも領域や設問によっては、全国や東京都の平均正答率を上回る項目もありましたが、全体的な正答率は全国平均を下回る結果となりました。小・中学校とも、B「主に活用」の設問において、A「主に知識」と比較して、無回答の割合が高い傾向が見られました。

結果について、教科別に具体的に申し上げます。

国語につきましては、小学校Aの「登場人物の心情について、情景描写を基に捉える」内容、中学校Aの「書いた文章を読み返し、伝えたい内容が十分に表されているかを検討する」内容につきましては、一定の定着が見られ、全国平均を上回ることができました。しかし、小学校Bの「目的に応じて文章の内容を的確に押さえ、自分の考えを明確にしながら読む」内容、中学校Aの「伝えたい事実や事柄が相手にわかりやすく伝わるように書く」内容につきましては、大きな課題が見られました。

次に、算数・数学につきましては、小学校Aの「1あたりの数量関係を理解し、数直線上に表すことができる」内容、中学校Aの「方程式を解く場面における等式の性質の使い方について理解している」内容につきましては一定の定着が見られ、全国平均を上回ることができました。しかし、小学校算数Bの「示された考えを解釈し、条件を変更して数量関係を考察し、分配法則の式に表現する」内容、中学校数学Aの「数量の大小関係を不等式に表す」内容に大きな課題が見られました。

理科につきましては、小学校では、「太陽の一日の位置の変化と光電池に生じる

電流の変化の関係を目的に合ったものづくりに適用できる」内容では一定の定着が見られ、全国平均を上回りました。ただし、小学校では「より妥当な考えを作り出すために、複数の情報を関係付けながら、分析して考察する」内容、中学校の「オームの法則を使って抵抗の値を求める」内容に大きな課題が見られました。

各小・中学校におきましては、現在学力調査の結果を分析し、各校の実態に応じた授業改善を進めているところでございます。また、校長会・副校長会・教務主任会において、本調査結果等を受けて、基礎・基本の定着を図るとともに、無回答率をなくしていくための、思考力・判断力・表現力の向上に向けた指導法の工夫・改善の取組を推進してまいります。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項2の説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。紅林委員。

○委員（紅林由紀子） とても単純なお尋ねで、これがおわかりになっているかどうか分からないんですけども、この無回答の割合がBに多いというお話があったんですけども、これはわからなくてとか、書き方がわからないとか、やるのが面倒くさいとか、そういう子が多いのか、時間が、大抵AのあとにBは来るじゃないですか。時間が足りないとか、それはどっちのほうが多いのかというのはどのようにお感じですか。

○指導主事（神薊博之） ただいま御指摘いただいた件でございますが、正直、項目ごとには書いていないところで正直わからないところではございますが、ただ、私たちが考えているのは、諦めないで最後まで取り組む児童生徒を育てたいということで、そういったためには、やはり学習、もちろん内容を理解することもそうですけども説きたい、そこに向かってなんとか完結させたいと、そういった力を日ごろからつけていくところが重要なところで考えております。確かにどれかということまでは一概にはわからないところがございます。

時間がなくて解けないというところは基本ございません。やはり答え方がわからないとか、極端なことを言うと、面倒くさいとかそういうところはありますけれども、時間がないということはございません。

○委員（紅林由紀子） あれって、Aをやる時間とBをやる時間というのは分かれていますか。

○指導主事（神薊博之） AとBの時間は試験時間が違います。

○委員（紅林由紀子） わかりました。じゃあそういうことですね。わかりました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項2を終わります。続きまして、報告事項3「平成30

年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）の結果について」説明を求めます。

○指導主事（水谷延広） 報告事項3「平成30年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）の結果について」御報告させていただきます。

本調査の目的は、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証、改善、サイクルを確立することです。

次に、本市の結果について成果と課題について御説明いたします。

まず初めに、小学校について御説明いたします。「握力」は前年度に引き続き、全学年で東京都の平均点を上回り、また、「長座体前屈」は6学年を除いた全ての学年で東京都の平均点を上回りました。一方で、「上体起こし」、「反復横とび」等の種目では、半分以上の学年で東京都の平均点を下回っており、また特に低学年の平均点は多くの種目で東京都の平均点を下回っている状況です。

続いて、本市の中学校について御説明いたします。「ボール投げ」は1学年男子を除き、全ての学年で東京都の平均点を上回っております。しかし一方で、特に女子について「上体起こし」は女子の全学年で東京都の平均点を下回り、特に3学年女子の平均点はほとんどの種目で東京都の平均点を下回る結果になっております。

本市全体の結果について御報告いたします。各学年男女別の体力合計点について、ほとんどの学年で東京都の体力合計点を上回っており、また各学年の各学年の男女別体力合計点を昨年度の昭島市の結果と比較したときに今年度はほとんどの学年で上回っております。

最後に今後の取組について御報告いたします。今回の調査で昭島市の数値は全体的に上がっておりますが、ただ東京都の平均点を下回っている種目もいくつかございます。今後も各学校で「元気アップガイドブック」を活用するなど、体力向上に向けた取組を継続して行っていくように指導していきます。

また、小学校低学年の平均点は多くの種目で東京都の平均点を下回っているため、体育科の活動を通して体を動かすことの楽しさを教えるとともに、日ごろから体を動かす機会を多くつくっていくことの大切さをよびかけていくように指導していきます。

また、中学校については、3学年の女子は多くの項目で東京都の平均点を下回っておりますが、ただ前年度の昭島市の結果と比較すると、体力合計点は0.72ポイント上がっております。女子については日常的に部活動等で運動をする機会が少ない生徒が多いことも一因として考えられますが、先日、清泉中学校で行われたスーパーアクティブスクールの研究の実践等を参考にして各校で体力向上に向けた取組を継続して行っていくよう指導していきたいと考えております。

以上、報告させていただきます。

○教育長（小林一己） 報告事項3の説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。

紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 全体的には頼もしいという結果なのではないかなと思いました。小学校低学年で多くの種目で東京都の平均点を下回っているということだったんですけれども、それでも学年が上がっていくと、だんだんよくなっていくということは、やはりきちんとした体育の授業をしていただいているということだと思いますし、低学年のうち、やはり皆さん、保育園に行ったり幼稚園に行ったり、その保育園とか幼稚園の運動状況とかそのやり方とか、かなりばらつきがあるので、こういうことをやっているところから来る子と、やっていないところから来る子とでは大きな差があると思いますので、学校できちんとした、ここに書いていただいているような体づくり運動を主体として楽しく運動していただければいいんじゃないかなというふうに思います。

先日、清泉中のスーパーアクティブスクールの体育の授業を拝見して、すごく楽しそうにみんな頑張っている体づくりをやっていたので、ああいう授業を多くの学校で取り入れていただければ基本的な体力というか、部分が上がって楽しく上げていくことができるんじゃないかなと感じました。

ただ、その授業を見ていて一つ思ったのは、ストレッチという部分がどのぐらい学校の中でしっかりやっていただいているのかなという部分です。清泉中では最初の部分でやっていたけれども、やはりああいうことをきっちりやるかどうかで、けがも違ってくると思いますし、体の、ここに上体起こしがあまりよくないと書いてありましたけれども、そういった体をしっかり伸ばすというようなことを、あと呼吸との関係もあると思うんですね。ストレッチをするときの息の吸い方、吐き方とか、そういうところを息を止めて体を曲げてもやっぱり柔らかくなっていかないと思うので、その辺も先生方がしっかり把握して呼吸の仕方とストレッチの柔軟の仕方とかというのを、やっぱりきちんと御指導いただければ、よりいいんじゃないかなというふうに感じました。以上です。

○指導主事（水谷延広） 御意見ありがとうございます。ストレッチについては、各学校体育の授業の初めに、子どもの安全面を考えて丁寧に行っていくように我々としてもしっかり指導していきたいと思いますし、あと呼吸との関係についても生徒たちの状況体調とかそういうことも総合的に見るという観点でも、ぜひ準備運動をしっかりやっていくように各学校に指導していきたいというふうに考えております。

○教育長（小林一己） 氏井委員。

○委員（氏井初枝） 今日、学校訪問でお伺いした共成小学校の副校長先生のほうから、元気アップガイドブックに継続して取組をしている関係で、体力調査の結果も少しですけども上がったんですよ、とすごく嬉しそうに御報告いただいたんですね。この元気アップガイドブックっていうのは、市教委でつくられたもので、市

独自のものですよね。やっぱり、こういうものが市でつくられていて、各学校で継続して取り組むとやっぱり成果がきちんと表れるんだなということを今の御報告を聞いて改めて思った次第です。

それから、運動能力と学力調査の結果というのは相関関係があるんですよね、確か。あるので、先ほどの調査結果ではマイナス、ポイントはかなり大きいんですけども、運動のほうはこれだけいいので、昭島の学力のほうもまだまだ伸びしろがあって先は明るいと考えたほうがいいのかなんていうのを、この運動の方の調査結果を見て思いました。以上です。

○教育長（小林一己） ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、報告事項3を終わります。続きまして、報告事項4「昭島市立中学校部活動指導員に関する要綱」の説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項4「昭島市立中学校部活動指導員に関する要綱について」御説明いたします。

本要綱は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を目的として、昭島市立中学校に新たに配置する部活動指導員に関わる事項について定めた要綱です。部活動指導員の身分は、第2条に記載のとおり地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職、嘱託員としています。職務内容は、第3条に規定しているように実技指導だけでなく、学校外での活動の引率、生徒指導等も担当し、部活動の顧問を務めることができるようにしました。

現在、配置している部活動指導補助員は、学校の教員である部活動の顧問の指導のもとでの指導補助としての役割を果たしていましたが、新たに配置する部活動指導員は、教員の顧問がいなくても部活動の顧問として生徒に指導できるようになります。

今後の流れですが、各中学校から部活動指導員にふさわしい方の推薦をいただき、指導課において委嘱前に研修を実施した上で、教育委員会として委嘱を行い各学校に配置をしていく予定でございます。以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項4についての説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

白川委員。

○委員（白川宗昭） これは各学校からの要望ということですが、それでも定員みたいなものは全体の枠として、そういうものは何かあるんですか。

○統括指導主事（長崎将幸） 定員の枠というのは特に設けてはいないんですけども、やはり予算が伴うものですので、その予算の範囲の中で学校が適切にこの部活に指導員を配置したいというような推薦を元に委嘱をしてまいりたいというふうに考えております。

○教育長（小林一己） 財源も示していただけると。

○統括指導主事（長崎将幸） この部活動指導員の財源ですけれども、文部科学省が3分の1、東京都が3分の1で、市のほうで3分の1の補助事業として行う予定でございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 質問なんですけれども、この職務の中に保護者等への連絡というところがありますが、今、部活は、部活によっては保護者会、顧問の先生が保護者会とかしていただいていますけれども、この部活動指導員の方が配置された場合は、そういう保護者会もこの指導員の方がされるということなんでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 当然、部活動保護者会にはこの部活動指導員が話をするという形になります。

○教育長（小林一己） いかがでしょうか。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 先ほどの部活の話との関連でもありますけれども、こういった制度ができることはとてもいいことだというふうに、ありがたいことだというふうに思っております。ただ、この方の人格的な部分とか、やはり子どもたちへの接し方の部分とかここに書いてありますけれども、やはりぜひ研修をきちんとしていただいて、安心して子どもを部活に送り出せるようなというふうに御指導いただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
よろしいですか。それでは、報告事項4を終わります。続きまして、報告事項5「平成30年度昭島市立学校の児童生徒及び保護者アンケートの実施について」説明を求めます。

○指導主事（神菌博之） 平成30年度「昭島市立学校の児童・生徒及び保護者アンケート」項目について御説明いたします。

本アンケートは、「児童・生徒及び保護者が、学校の教育活動についてどのような意見や要望をもっているかを経年で把握し、学校経営に反映させるとともに、学校評価等の資料とする。」ことを目的に小学校4年生以上の児童、中学校の生徒及びその保護者を対象に毎年11月に実施しているものです。アンケート項目については、第2次昭島市教育振興基本計画のプランの柱である①確かな学力、②豊かな心、③輝く未来、④たくましい体に基づき項目を設定しております。また、児童・生徒には、⑤その他として、習い事と携帯電話やSNSの利用状況について質問しているところです。

経年による変化を見るためにアンケート項目の変更は行っていないませんが、一部

項目の見直しや修正を行い実施しております。今年度は、「豊かな心」の項目において、男女共同参画社会の実現に向けて、児童・生徒の意識を調査するために、児童・生徒が「男女の性別に関係なく、接することができるか」の設問を加えました。

大変恐縮ではございますが、詳細につきましては報告資料を御覧いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが御報告とさせていただきます。

○教育長（小林一己） 報告事項5の説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、このアンケートにつきましては来月11月に実施をさせていただきたいと思っております。

以上で報告資料5を終わります。

続きまして、報告事項6「昭島市社会教育委員会議建議「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習を推進するための社会教育の役割」について」説明を求めます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） それでは、「昭島市社会教育委員会議の建議について」御報告申し上げます。

社会教育委員の職務として、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べることなど、となっております。このたび、2年間の任期の満了にあたりまして、表題にあります「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習を推進するための社会教育の役割」につきまして、教育委員会への建議という形で、社会教育委員会議の意見をまとめたものでございます。

資料を1枚おめくりいただき、目次を御覧ください。この建議は、5つのセンテンスで構成しております。1枚おめくりいただき資料2ページを御覧ください。

第1「昭島市の生涯学習推進計画について」では、第2次推進計画と中間評価から、学びは「学んで終わり」ではなく、市民一人ひとりがまちづくりの当事者となっていくことを目指すことが重要であるとしております。

3ページを御覧ください。第2「第2次推進計画と中間評価について」では、前期の第28期の社会教育委員が行った中間評価の答申の概要が記載されており、続いて第3「第2次推進計画の後期に向けた取組みの評価について」では、前回の中間評価が事業実施部署の自己評価であったものを、社会教育委員の直接評価としたこと。評価の視点を「とらえる」、「活かす」、「つなげる」の3点にしたことが記載され、以降7ページまでに「検証の方法」、「検証の結果」、「全体の評価」が記載されています。

8ページを御覧ください。第4「市民の声・ニーズを活かすための取組みについて」では、茨城県ひたちなか市で行われた視察研修で、いかに現場を知ることが重要かを学び、その手法として、昭島市でも、すでに活動している市民に直接ニーズを聞くワークショップ「あきしま会議」を企画し実施し、様々な成果を得られたことが13ページまで記載されております。

次に13ページを御覧ください。第5「後期に向けた取組みについて」では、ま

とめのセンテンスとして、「とらえる」、「活かす」、「つなげる」ための提言から、14 ページの「新たな取組みについて」まで、先ほど紹介いたしましたワークショップ「あきしま会議」を今後の社会教育委員の活動の中心に置き、現場の声を聞くために、市民、地域、行政がつながるワークショップとして社会教育関係委員や市役所の他の部課の参加も促しながら、継続して開催していくことを提唱しております。

以上、社会教育委員会議の建議の概要を御報告させていただきました。

○教育長(小林一己) 報告事項6の説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員(紅林由紀子) 感想になりますけれども、非常に読みごたえのある内容で非常に感銘を受けました。今回、この社会教育委員の皆様が大変ボリュームのある、直接それぞれの団体の評価をするというのはなかなか大変なことだったんじゃないかなと思うんですけれども、それを共通の観点でそれぞれを評価していくことで、またその行っている部署の方々も新しい視点を得られた部分もあるのではないかなというふうに思いました。

ちょっと御縁があってあきしま会議のほうにも私、出席させていただいたんですけれども、市の中にこんなにいろいろな、今回出席されたのは一部のグループだったと思うんですけれども、こんなに多彩なグループがたくさんあるんだなということに非常に驚きましたし、皆さん話し合い活動を通して共通の悩みを持っていたりとか、それぞれがアドバイスしたりとか非常に有効な場だったんじゃないかなというふうに思いました。このようなお互いが見合えるような情報を共有し合っていて、市のためというか、それぞれの特色に応じた役割を果たしていければ、それぞれにネットワークを持ちながら非常に充実した社会教育になっていくのではないかなというふうに感じました。以上です。

○教育長(小林一己) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。せっかくの建議なので教育委員会としてもこれから平成 31 年度の予算編成をする中でこの項目を一つひとつ噛み砕いて、対応が可能なものであれば反映していきたいというふうには考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で報告事項6を終わります。続きまして、報告事項7「昭島市公民館運営審議会建議「昭島市民大学の検討及び提言」について」の説明を求めます。

○市民会館・公民館長(並木映子) 報告事項7「昭島市公民館運営審議会建議「昭島市民大学の検討及び提言」について」御報告申し上げます。

公民館運営審議会の職務は、昭島市公民館運営審議会条例第2条により、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について必要な事項を調査審議することとなっております。このたび、第18期委員の2年間の任期満了にあたり、表題にあります「昭島市民大学の検討及び提言」につきまして、市民大学の

受講生や修了生へのアンケート、チューターの方からの聞き取り調査などを参考に、公民館運営審議会委員の意見をまとめたものを建議というかたちで提出いただきました。

お手元の資料の6ページから21ページが、そのアンケート結果と聞き取り調査をまとめたものになり、2ページ、3ページの「現状と課題」において、アンケート結果等を踏まえ、委員会で議論した結論、方向性が記載されております。

まず、1ページを御覧ください。冒頭の「はじめに」と中段の「現在の市民大学」におきまして、市民大学の現状を記したうえで、「昭島市民大学」は、平成14年に開校して以来、16年が経過し、受講者数や修了者数の減少が見られるようになってしまいましたが、市民大学修了生は、市民大学修了グループからなる市民大学フォーラムを核にして、市民大学の目的であります地域への貢献などの様々な活動を実践していることから、今後も持続していけるよう、時代に合った方策を取り入れていくことが必要となるとしております。

次に、2ページから3ページにかけてはその解決策として、カリキュラムについては、1年次の学習は、一般教養として様々な学習ができてよいが、時代に合った目新しい内容にしていくことが望ましいことや、2年次に実施している専門コースについては、調べ学習や記録作成に苦勞するなど、様々な課題があることから、適切なアドバイスやサポートの体制を取ること。また、参加者を増やすために、修了条件の出席率の検討や、市民大学以外の講座等に参加することで、それが補習となる制度をつくることなどが必要であるとしております。

運営につきましても、チューター、担当職員、受講生の代表、公民館運営審議会委員などが委員となり、修了の判定や改善の検討などについての運営委員会を設けることとしております。また、他市の取組にも着目し、今後の参考になる事例を挙げていただいております。

4ページ以降のアンケート結果等につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目通しいただければ幸いです。

今回の建議を作成するにあたりましては、市民大学に携わった多くの方にアンケート等の御協力をいただくことができ、市民大学への関心の強さを感じております。市民大学は公民館事業の中心にもなりますので、今後も多くの修了生を輩出できるよう、この建議を踏まえた検討が必要と考えております。

以上、昭島市公民館運営審議会建議の概要の報告をさせていただきます

○教育長(小林一己) 報告事項7の説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。氏井委員。

○委員(氏井初枝) 私自身が市民大学に参加させていただきまして、大変いろいろとお世話になりました。その中で自分自身が感じたり、周りの方がいろいろおっしゃっていたことをお伝えさせていただきたいんですけども、確かに1年次は受け身の立場でいろいろお話を聞くというスタンスで参加すればいいんですけども、急に2年次になって専門コースで自分のやりたいことを自分で決め、それに基づいてちゃんと最後に記録の文を作るといのはかなりハードルが高くて大変だというお声を聞きました。私は脳の活性化のためにはそのくらい刺激、自分にと

ってはよかったなと思うんですけども、そこら辺のハードルがすごく高くて私の所属していたグループも人数が、がたっと減ってしまって、最終的には3人になってしまったんですけども、やっぱりそこら辺でこれからの市民大学のあり方という大きな課題があるのかなと自分自身が感じたところです。

先ほどの冊子の中で、市民大学に関しての大幅な変更が10期からと書いてありますので、よりすばらしい市民大学になったらいいなということを願っております。以上です。

○教育長（小林一己） ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。白川委員。

○委員（白川宗昭） 私も多少、講師で頼まれたりとかしていますけれども、いくつかの環境とか福祉とか、いくつかありますよね。やっぱりその辺が本来的には多分、もっといろいろな科目があったんじゃないかと思うんです。その中でやっぱり段々に淘汰されてきてしまっているのかなという印象です。例えば歴史のほうで言いますと、1年、2年終わると、そのあとナビゲーターとかいろいろボランティアに参加するようなものがいくつか今、あるわけですよ。やっぱりその目標ができて、文化財のボランティアもあったり、観光協会のボランティアがあたりとか、そういうところで自分を生かせるものが何かいくつか設定されてきております。そういうものがあると、もう少しやってみようという気が起こってくると思うんですけども、ほかのものはあまりそういうのがないのかなという気がするんです。例えば福祉だとかいうようなことだと、例えば老人ホームの聞き役のボランティアとか、そういうふうなものに道が開けていくと、そうするともう少し突っ込んでやっていこうとかいうふうな気持ちになっていくんじゃないかと思うんです。そうすると全体に減少傾向というのも、うまくもうちょっと増えていくような気がするんです。だから地域に還元しようとか、地域に役立てようとかいうことは、言葉としては言えるけれども、実際に何かそういうものを提示してあげていくことが一番大事なんじゃないかなと、それによってサイクルができてくるといふうに私は思っています。ですから、その辺のところを総ざらいをしてみても考えてみたらいかがでしょうかという提言でございます。

○市民会館・公民館長（並木映子） ありがとうございます。現在、環境コースですとか福祉コースを卒業された方につきましても、環境ボランティアですとか福祉の傾聴ボランティアなどで活躍されております。また修了後のグループが入ります市民大学フォーラムという組織がありまして、そちらでも修了後でも学びや自治意識を高めるために団体活動しております。毎年、講演会などを開いている状況でございます。

○委員（白川宗昭） ですから、募集する段階でその辺のこういうふうに戻っていくんだよということを、十分に理解していただいて入ってくると。すると問題意識も持ちやすいと思うんです。ぜひその辺のところにもこれからも力点を置いていただければと思います。

○教育長（小林一己） 氏井委員。

○委員（氏井初枝） これも自分の経験談で申しわけありません。私、市民大学に入る時に2年間で終わり、完結すると思っていたんですけども、終わりのころになると、また3年目というのがあって、それは自主講座をいろいろと計画したりする役割があるんだということを知りまして、私の時には歴史と福祉と財政との3つがあったんですけども、私が所属しているところは、最後は3人になってしまってその3人だけでの活動は難しいというので、私たちは歴史のグループに入れていただいて、現在6足す3で9名で活動させていただいております、土曜日に集まって、市民の方向けの自主講座、どのような内容でいつごろやるのかとかってというような計画を今立てているという状況なんです。自分がその2年間市民大学で学ばせていただいたことが土台となって、また新しいメンバーの方たちとそういうような動きができてきているということが、私自身にとって最初は全然考えてもいなかったんですけども、そういうふうに広がりが出てくるとするのは、私にとってもありがたいなとそういうようなことが、あまりもしかしたら周知されていない部分かな、なんていうことを感じました。

以上です。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項7を終わります。

次の、報告事項8「昭島市教育委員会事務局職員の人事異動について」から報告事項15「昭島市公民館主催事業について」は資料配付のみとさせていただきますが、意見等があればお願いいたします。

よろしいですか。それでは報告事項を終了いたします。

その他といたしまして、委員さんから何かあればお願いいたします。

よろしいですか。続きまして、次回の教育委員会等の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之） 次回の第11回教育委員会定例会は、平成30年11月15日木曜日、午後2時30分から市役所庁議室において開催いたします。

なお、同日定例会終了後に同じく庁議室で教育委員会の傍聴者との懇談会を実施いたします。

○教育長（小林一己） 次回の定例会の開催は11月15日午後2時30分から市役所庁議室において開催いたします。また教育委員会終了後、教育委員会の傍聴者の皆様との懇談会を実施いたしますのでスケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、平成30年昭島市教育委員会第10回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

1 番 委 員

2 番 委 員

調 整 担 当